

会員最優先・予約制

野田商工会議所主催

土・日も開催します

税理士による 確定申告【所得税・消費税】 個別無料相談会

野田商工会議所では、『千葉県税理士会柏支部』のご協力により会員事業所の皆様に『確定申告』【所得税・消費税】が円滑に行えるように、**税理士による個別無料相談会**を実施します。

すでに申告書作成済の場合は、提出前の確認としてもご利用頂けます。また、**事業主の皆様**に代わり**申告書の提出【お預かり→税務署へ提出【受付印押印】→返却】**も行います。

お気軽にご利用して下さい。【事前予約・申告書の提出は、会員限定とします。】

開催日程	平成23年 2月 14日(月)～18日(金) 10:00～12:00 各日 21日(月)～28日(月) 10:00～15:00 相談員1名 ※26日(土)・27日(日)も開催します。 但し、12:00～13:00は休憩
相談会場	野田商工会議所〔樺のホール 5階〕 研修室 (会場の都合で変更の場合もあります) ※駐車場に限りがありますので、お車でのご来場の際はご注意ください。
相談内容	確定申告〔申告書の作成・所得税額の算出・消費税関係〕 ※個人事業所及び代表者等の個人の申告に限らせていただきます。
注意事項	①. ご持参していただくもの <input type="checkbox"/> 『税務署から配布された書類』〔申告書・青色決算書(収支決算書)〕 <input type="checkbox"/> 月別集計表〔『収入金額』、『仕入金額』及び『必要経費』〕 <input type="checkbox"/> 減価償却資産に変更〔取得・喪失〕がある場合は、金額が分かるもの <input type="checkbox"/> 健康保険料〔国民健康保険・社会保険等〕及び介護保険料の金額が分かるもの <input type="checkbox"/> 控除証明書〔国民年金・生命保険・損害保険・地震保険・小規模企業共済等〕 <input type="checkbox"/> その他〔住宅ローンの残高証明書・医療費の領収書等〕 <input type="checkbox"/> 印鑑〔シャチハタ印は不可〕 <input type="checkbox"/> 前年度の確定申告書・青色決算書(収支決算書) ②相談対象外 <input type="checkbox"/> 『法人事業所』、『農業所得』、『譲渡所得』、『相続』等に関するご相談 ※非会員事業所等の事前予約・申告書提出の預かり等は、行っていません。
その他	・提出前の確認 ・提出〔相談日にお預かりしたものは、3月2日(水)10時以降の返却予定です。〕 ※印漏れまたは、控除証明書等の添付書類が不足している場合〔税務署での受付が不可〕は、お預かり出来ませんのでご了承下さい。

問合せ先 不明な点に付きましては、下記へご連絡ください。

野田商工会議所 (平日 8:30～17:30) TEL(7122)－3585 担当:平井まで

相談希望の場合は、電話・FAX〔申込書は裏面です。〕等での事前予約【会員限定】を賜ります。

FAX 04 - (7122) - 7185

野田商工会議所 行き

税理士による確定申告個別無料相談会申込書

※必ず事業所名をご記入して下さい。

事業所名			
氏名			
住所			
T E L		F A X	
相談内容	該当するものすべてに「✓」をして下さい。 <input type="checkbox"/> 確定申告（ <input type="checkbox"/> 個人事業所 [<input type="checkbox"/> 青色・ <input type="checkbox"/> 白色]・ <input type="checkbox"/> 事業主等）の相談 <input type="checkbox"/> 消費税の相談（ <input type="checkbox"/> 簡易・ <input type="checkbox"/> 本則）		
提出希望	<input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし		

※非会員の場合は、随時入会可能です。この機会に入会していただければ事前予約・提出等利用可能です。入会手続き等については、お気軽にご相談ください。

相談希望日時	第一希望	2月 日() 午前 ・ 午後	
	第二希望	2月 日() 午前 ・ 午後	
	第三希望	2月 日() 午前 ・ 午後	

※申込順に予約受付をさせていただきます。日程調整後、改めてご連絡いたします。
(調整の都合上、大変お手数ですが、第一希望から第三希望までご記入して下さい。)

提出と返却について [お急ぎの場合は、各自、税務署または市役所へ提出して下さい。]

お預かり期間	返 却	税理士の確認	備 考
2月1日～2月28日	3月 2日 10時以降	あり	相談会利用可能
3月1日～3月10日	3月12日 10時以降	なし	

※3月11日以降は、納税期限の関係もありますので、各自、税務署または市役所へ提出して下さい。【控除証明書等の添付書類が不足している場合 [税務署での受付が不可] は、お預かり出来ませんのでご了承下さい。】

◎◎以下事務処理欄◎◎

※会議所処理欄	受 付 日	月	日	受付担当	相談員名

受付後確定日時を会員事業所に連絡。(/ 連絡者)